

(公財) 石川県埋蔵文化財センターまいぶん友の会会則

(名称)

第1条 この会は、「まいぶん友の会」という。

(目的)

第2条 本会は、石川県の埋蔵文化財や考古学に対する理解を深め、公益財団法人石川県埋蔵文化財センター（以下「センター」という。）が実施する発掘調査および普及啓発業務などの情報発信を目的とする。

(事務局)

第3条 本会の事務局は、センター（金沢市中戸町18番地1）内に置き、代表者をセンター所長とし、普及担当職員が業務を処理する。

(事業)

第4条 本会は第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) センター主催行事の案内送付（現地説明会、講座、企画展など）
- (2) センター主催行事の資料送付（現地説明会、講座など）
- (3) 広報誌「いしかわの遺跡」の送付
- (4) その他センターの情報発信に関すること

(会員)

第5条 本会の会員は、本会の趣旨に賛同し、所定の会費を納めるものとする。

2 会員は一般会員のみとする。

3 会員資格は、記名者本人のみが有するものとし、会費の納入時期にかかわらず、当該年度末日までとする。

4 会員には会員証を交付する。

(会計)

第6条 本会の経費は、会費によって充てる。

2 会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日とする。

3 本会の会費は、一人年額1,000円とする。

4 納入された会費は返還しない。

5 会計はセンターの公益財団会計と区分を明確の上、独立会計とし、毎年3月に管理部職員が監査を行う。

附則 本会の設立年月日は平成11年6月1日とする。

この会則は、令和2年7月15日から施行する。